

香川県福祉サービス第三者評価機関募集要項

香川県では、事業者が提供する福祉サービスの質の向上を促進するとともに、利用者の適切な選択に役立てるため、公正・中立な立場の第三者機関が福祉サービスに関する評価を行い公表する「福祉サービス第三者評価制度」を運用しています。

ついては、事業者の評価を行う評価機関について、次のとおり募集します。

評価機関として認証を受けようとする法人の皆様は、この要項の定めにより申請してください。

1 募集スケジュール

令和6年 1月17日(水)～	募集要項の 公表	「香川県福祉サービス第三者評価」のホームページで公表する。
令和6年 1月17日(水)～1月31日(水)	事前協議受付	香川県健康福祉部健康福祉総務課 地域福祉グループ (第三者評価推進組織事務局) (香川県庁本館16階) (高松市番町四丁目1番10号)
令和6年 2月1日(木)～2月9日(金)	認証申請受付	香川県健康福祉部健康福祉総務課 地域福祉グループ (第三者評価推進組織事務局) (香川県庁本館16階) (高松市番町四丁目1番10号)
令和6年3月以降	審 査	香川県福祉サービス第三者評価推進委員会等
令和6年3月以降	認 証	下記2の認証要件を満たす法人について認証する。

2 評価機関の認証要件

別添「香川県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領」の別記「香川県福祉サービス第三者評価機関認証基準」(以下「認証基準」という。)のとおり。

3 認証手続

別添「香川県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領」及び「香川県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則」（以下「実施細則」という。）を参照。

事前協議	○認証を希望する法人の状況及び評価調査者の配置等について、「認証基準」に沿って内容を確認します。 <必要書類> 定款・寄附行為等、法人の登記事項証明書、事業計画書又は事業概要、決算書、役員名簿、会員名簿、評価調査者名簿、他都道府県での評価実績（該当がある場合のみ）等
評価調査者養成研修	○評価調査者になろうとする者は、評価調査者養成研修の受講が必要です。 ○原則として、法人を通しての申込みとなります。
評価調査者継続研修	○評価調査者の資格を維持するために、毎年、評価調査者継続研修を受講する必要があります。 ○原則として、法人を通しての申込みとなります。
認証申請	○「認証基準」に定められた要件を具備していただいたうえで、認証申請書に必要書類を添えて、申請していただきます。 <必要書類> 「実施細則」第7条の規定のとおり
認 証	○認証申請の内容を審査し、「香川県福祉サービス第三者評価推進委員会」の意見を聴いたうえで、認証します。 ○認証した場合には、認証通知書を交付します。

4 申請・問い合わせ先

香川県健康福祉部健康福祉総務課 地域福祉グループ

T E L : 087-832-3259

F A X : 087-806-0209

e-mail : kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp